

令和4年度第6回文化財保護審議会 会議録

- 1 日 時 令和4年11月2日(火) 午後6時～7時30分
- 2 場 所 郷土資料館「けやき館」体験学習室
- 3 出席者 会長 平山 和治
副会長 塩島 清志
委員 池谷 功、大久保 伴季、北爪 寛之、栗原 耕司
久保田 吉範、高橋 公江、村上 文男
事務局 町田図書館長、谷亀図書係主任
- 4 欠席者 森田 美和子
- 5 議 題 (1) 瑞穂町登録文化財の登録について
(2) 郷土資料館事業について
(3) その他
- 5 傍聴者 なし
- 6 配布資料 次第、資料1
- 7 会議内容

開会

会長挨拶

議題(1) 瑞穂町登録文化財の登録について

(資料1)

- 事務局
- ・石造物の登録文化財への登録について、事務局案として、殿ヶ谷の火の見櫓下の地蔵様(享保4年)と馬頭観音(享和3年)の2基を登録する案と吉野岳地蔵堂周辺の石造物を登録する案を提案します。地蔵堂内の地蔵菩薩(享保4年)の他、馬頭観音(文政10年)、庚申供養塔(享保13年)、石橋供養塔(寛政10年)が周辺にあります。
 - ・石造物の場合、その多くが所有者・管理者がよくわからないという問題点がありますが、上記2例については、その問題がクリアできそうです。また、資料館や寺院などで保管されているものではなく、町中にあり、地域で大切にされている石造物であるという点も重要です。このような石造物を町が登録文化財として登録することで、各地域にある石造物の登録へ向けての動きが生じることが期待されます。
 - ・現時点で所有者への意向等はまだ確認していません。また、必ずしも今年度中に登録するというものではありません。
- 平山会長
- この2例を登録することに問題はないですが、登録文化財に登録する要素として「年代が古い」ということを要素として加味すべきではないか。個人的な意見としては、狭山池にある常夜燈も候

- 補とする価値はあると思う。
- 北爪委員 事務局案は、登録に至る基準が分かりにくいと思う。管理者が明確であるかの他に、古いものや種類などを審議しないと、なぜこの石造文化財が登録文化財に登録されたのか分からないと思う。
- 平山会長 石造物を登録文化財に登録する意味は「馴染みのもの」の価値を見出すことにある。登録文化財として登録された意味が多くの人に伝わればよいのではないか。
- 事務局
- ・石造文化財を登録する意義として、地域で守られてきた石造物に、改めて文化財的な価値を周知していくことが挙げられます。
 - ・今後管理していく上で必要な経費を、場合によっては補助できるという面もあります。
 - ・この2つの案は、町中の人目につくところにあり、公有地でもあり、しっかりと管理されているというところがある。
 - ・「古さ」という面では、この2例は1700年代ということで、そのあたりの問題はないと思います。
 - ・既に石造物に関しては審議会の皆様の協力により書籍にまとめられています。まずこの2箇所から登録をはじめ、この制度を少しずつ町全体に広げていきたいと考えています。
 - ・福生市も同様の制度を運用していますが、市が所有している石造物について、少しずつ登録をしているようです。
- 久保田委員 やはり基準は必要なのではないかと思う。現在では申請されたものを審議する形となっているが、「なぜこの石造物を文化財として登録するのか」という点をしっかり押さえることが大事。
- 北爪委員 どのような事案を文化財の登録から除外するのかなど色々な問題が出てくるのが予想される。もちろん地域ごとに申請があつて審議することもあると思うが、いずれにしても基準を設けることが大事なのではないか。
- 池谷委員 登録文化財について、町はどの程度まで補助が出せるのかという目安が必要では。制度があつても運用できないということでは困る。また、管理者が不明でも文化財としての価値のあるものもある。石造物それぞれに管理者が判明しているか、などの情報を付加することで判断基準となる項目を増やすことができるのではないか。
- 事務局
- ・補助金について、補助可能な金額というものを示すことはできません。急に事案が上がってくるものもあり、毎年いくら、という形で予算措置をすることは難しい。とはいえ、文化財は守っていかなければならないものであり、町の補助制度を活用してもらうには、最低限、登録文化財に登録されていなければならない。
 - ・石造物については一度調査も終わっているのでも、積極的に守っていくべき文化財ではないかという事で整理し、提案しました。
- 久保田委員 教育委員会で編纂した石造物の本の中でリスト化したものがある

- る。すべてではなく、主要なものが記載されているが、そのようなものにこそ注目すべきものが含まれているのではないか。審議会として、こちらから意見を発信することもできる。
- 池谷委員 登録文化財制度ができたとき、基準を設けるべきということは当初から言っていた。地域から登録の要望が上がったものについては進めつつ、基準作りをやるべきではないだろうか。管理者がいない場合の処置についても、検討すべきではないか。
- 平山会長 町側が率先して文化財を守らなければ、そのうち石造物などが崩れてしまうということも考えられる。登録し、補助が出ることで、保存のための処置が進められるようになるかもしれない。
- 池谷委員 今回出ている案について、石造物群という形で登録するのか。その件については今後の検討課題です。所有者・管理者の分からないものものについては、さらなる研究が必要です。
- 事務局
- 北爪委員 石造物を「個」として登録するのか、「群」として登録するかどうかは登録の進め方が異なってくると思う。
- 事務局 この議題ではいろいろなご意見をいただきました。すぐに「諮問」するということではなく、議論の内容を整理して再度提案させていただきたい。
- 平山会長 多くのご意見が出ましたので、よろしくお願ひいたします。
- 久保田委員 所有者がわからなくても管理者がわかることがある。
- 平山会長 議題に挙げた2例については管理者が判っているので、登録文化財とするにはわかりやすい事例なのではないか、ということですので。いずれにしてももう少し検討したいと思います。

議題（2）郷土資料館事業について

北爪委員 ※郷土資料館事業について説明

議題（3）その他

- 事務局
- ・「殿ヶ谷の山車」の修理が始まりました。今後、修理状況の視察等が予定されています。
 - ・町指定天然記念物の「御嶽神社の櫓」について、管理者である神社総代から安全確保・危険排除の観点から、枝の大規模な剪定、もしくは樹木の伐採を考えたいとの相談が、口頭でありました。神社関係者の総意として文書を持ってきていただきたいということで調整を行っています。この先、指定解除も視野に入れた審議をしていただく可能性もあることから、報告します。

閉会